

## 民事訴訟の結果について（報告）

呉市が被告となっている次の民事訴訟については、令和4年11月30日に相手方と訴訟上の和解をし、終結しました。

### 1 当事者

- (1) 原告  
呉市在住の個人
- (2) 被告  
呉市

### 2 事件番号等

広島地方裁判所令和3年（ワ）第282号 呉市に対する損害賠償請求及び慰謝料請求事件

### 3 和解金額

なし

### 4 和解期日

令和4年11月30日

### 5 和解に至るまでの経緯

原告が所有する建物について、昭和63年12月に当該建物を原告が建築し、その後に用途変更や増改築を行っていますが、呉市は当該用途変更等を行った後の当該建物が消防法令等に違反することを認識しながら、その後の検査指導などの適切な行政指導を怠っていたことで、原告が当該建物の一部を解体撤去するなどして損害が生じた。また、その後の消防局の不適切で威圧的な指示により、原告の名誉が著しく傷つけられたとして、原告は、呉市に対し当該建物の一部解体に要した費用や精神的苦痛に対する慰謝料など合わせて3,000万円及びこれに対する平成6年11月9日から支払済みまで年6分の割合による金員の支払を求め、提訴したものです。

広島地方裁判所において審理が進められていましたが、同裁判所からの和解案の提示を受け、和解条項について検討した

ところ適当であると認められたので、これに応じ訴訟上の和解をしたものです。

## 6 和解の内容

- (1) 被告は、平成6年当時の本件建物に係る建築基準法及び消防法上の手続について、長期間適切な指導等を行うことなく見過ごしてきた状態であり、かつ、十分な記録が残っておらず、その経緯を的確に確認することができない状態であったにもかかわらず、原告に対し、唐突と受け止められるような態様で是正指導等を行ったことで、原告の理解や納得等を得られない状況に至ったことを真摯に受け止め、今後は、建築基準法、消防法等の法令上の手続を実施するに当たり、原告に対し、不信感等を抱かれないように、適切かつ丁寧な説明・協議を事案に即して行い、かつ、適切な記録化・事務の引継ぎに努めることを約束する。
- (2) 原告は、被告に対し、本件建物について、建築基準法、消防法等の法令上必要な手続があれば、これを適切に履践することを約束する。
- (3) 原告及び被告は、今後、本件のような事態が再発することなく、両者間で、適法、適切、円満な関係を構築し、かつ、維持することができるよう尽力することを相互に約束する。
- (4) 原告は、本件請求を放棄する。
- (5) 原告及び被告は、原告と被告との間には、本件に関し、本和解条項に定めるほかに何らの債権債務のないことを相互に確認する。
- (6) 訴訟費用は、各自の負担とする。